

問. いわゆる定期購入契約については、施行規則及びガイドラインにおいて通信販売の広告やインターネット通販における申込み・確認画面上に、定期購入契約である旨及び金額、契約期間その他の販売条件を表示することとされていますが、期間の定めを設けていない定期購入契約（購入者から解約の申入れがない限り契約が継続される）の場合は、表示事項のうち「金額（支払総額）」及び「契約期間」をどのように表示したらよいでしょうか。

答. 期間の定めを設けていない定期購入契約については、以下の①又は②の場合のいずれも法の適用対象となります。通信販売における表示に当たっては、消費者が意に反して契約の申込みを行ってしまうことがないよう、それぞれに例示する方法に従っていただくことが望ましいと考えられます。

① 当初から期間の定めを設けていない定期購入契約として契約が締結される（締結される契約が1回である）場合

このような場合は、法第11条各号の規定に従って、購入価格や代金の支払時期等、商品の引渡時期その他の販売条件を表示する必要があります。その際、特に問題になるのは、消費者が支払うこととなる金額（各回ごとの商品の代金、送料及び支払総額等）や契約期間（商品の引渡しの回数）であると考えられます。

消費者が支払うこととなる金額については、期限の定めがない場合には総額を表示することができませんので、例えば、半年分や1年分など、まとまった単位での購入価格を目安として表示するなどして、当該契約に基づく商品の引渡しや代金の支払が1回限りではないことを消費者が容易に認識できるようにすることが望ましいと考えられます。また、その際、半年分、1年分といった期間が定期購入の契約期間と誤認されることがないよう、これらの期間は、あくまで目安にすぎないことを明確に示す必要があります。

契約期間については、当該契約が消費者から解約通知がない限り契約が継続する無期限の契約である旨を、消費者が認識しやすいように示す必要があります。

② 当初は有期の定期購入契約（1回限りの売買契約である場合を含む。）であるが、特に消費者からの解約通知がない限り契約が自動的に更新され、期間の定めを設けない定期購入契約が締結されることとなる（締結される契約が2回以上となる）場合

このような場合は、当初の有期契約の部分について法第11条各号の規定に従って表示するとともに、施行規則第8条第7号の規定に従って、商品の売買契約を2回以上継続して締結する必要がある旨及び金額（支払総額）、契約期間その他の販売条件を表示する必要があります。2回目以降の契約について期限の定めがない場合の金額、契約期間等の表示の考え方は、①を参照してください。

なお、2回目以降の契約も有期契約である場合には、ガイドラインの画面例8のように初回契約部分と2回目以降の契約部分についての総額をまとめて表示することとしても差し支えありませんが、2回目以降の契約について期間の定めがない場合は、初回の契約部分についての総額を示した上で、2回目以降の契約部分についての総額の日安（1年間で〇万円等）を初回部分と分けて表示することが望ましいと考えられます。